

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正について

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定すると規定されており、当該飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年農林省告示第 750 号）において指定されている。

また、法第 3 条第 1 項の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第 2 項）飼料若しくは飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

メーカーから要望があったことを受け、飼料添加物アミラーゼ（その 3）について新たに成分規格等を定める。

なお、今般の改正に当たって農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得た。

3 改正の内容

- ① 省令別表第 1 の 1 の (2) に、アミラーゼ（その 3）は牛、豚及び鶏以外を対象とする飼料に用いてはならない旨を規定する*。
- ② 省令別表第 2 の 8 に、アミラーゼ（その 3）の成分規格等を規定する。

※ 規定順は制定順による。

4 施行期日

令和 7 年 6 月 10 日

5 パブリックコメントの実施期間

令和 7 年 3 月 26 日～4 月 24 日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第2条第3項に基づき、告示^{※2}において指定され、第3条第1項に基づき、省令^{※3}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、*Bacillus licheniformis*に属する菌株を宿主としたアミラーゼ生産組換え体が産生する「アミラーゼ(その3)」の規格・基準を定めるため、省令の一部を改正することになりました。
- (3) アミラーゼ(その3)に該当するものとしては、組換え体 JPBL011 株を利用して生産されたアミラーゼの安全性を確認しました。

2 改正の概要

省令において、飼料及び飼料添加物の規格・基準(対象家畜、含量や不純物等の規定等)を設定しました。

本剤に関する省令等の改正は、令和7年6月10日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)

※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件(昭和51年7月24日農林省告示第750号)

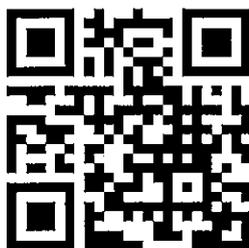
※3 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)

(ご参考)

○官報 令和7年6月10日(本紙第1482号)に掲載されております。

URL : <https://www.kanpo.go.jp/>

QRコード



担当： 農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課
飼料安全基準班 飼料添加物担当
TEL : 03-3502-8111 (内線:4546)